おあしすヘルパー・センター介護予防訪問介護　運営規程

（事業の目的）

第1条　株式会社ビー　オアシスが開設する、おあしすヘルパー・センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　おあしすヘルパー・センター

二　所在地　浦安市北栄3丁目33番27号　1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　サービス提供責任者（介護福祉士、1級課程修了者、又は介護職員基礎研修課程修了者）1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

三　訪問介護員等

常勤換算方法で、2．5名以上

訪問介護員等は指定予防訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日及び祝日とする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二　営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとする。

三　サービス提供時間　午前7時30分から午後8時00分までとする。

（介護予防訪問介護の内容及び利用料等）

第6条　指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

1　介護予防訪問介護費（Ⅰ）・・・1週に1回程度
2　介護予防訪問介護費（Ⅱ）・・・1週に2回程度
3　介護予防訪問介護費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

2　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条　通常の事業の実施地域は、浦安市、市川市の南行徳、行徳地区、
江戸川区の次の地区（環七通り、京葉道路、江戸川に囲まれた区域）とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条　訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第9条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためにガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第10条　事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後2カ月以内
二　継続研修　　年1回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社　ビー　オアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。
この規程は、平成23年1月1日に一部改訂する。
この規程は、平成23年12月28日に一部改訂する。
この規程は、平成29年9月1日に一部改訂する。